

平成28年6月2日

報道関係者 各位

島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」の「認定申請の受付」開始について

本市では、市内の優れた特産品を認定する制度「島原市特産品認定制度 島原スペシャルクオリティ」を実施しています。

このたび、第9期となる「認定申請の受付」を次の通り開始しましたので、お知らせします。

1 認定の対象となる特産品について

◎対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

◎申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方

2 申請方法について

◎申請期限

6月13日（月）まで

◎申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参

※申請書等は、しまばらブランド営業課窓口を設置又は島原市 HP からダウンロード可

3 審査について

認定審査会は、島原市特産品認定委員会によって実施。6月23日（木）開催予定

審査は、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します

4 その他

詳細については、島原市公式ホームページ (<http://www.city.shimabara.lg.jp/>) に掲載

トップページ「新着情報欄」に掲載

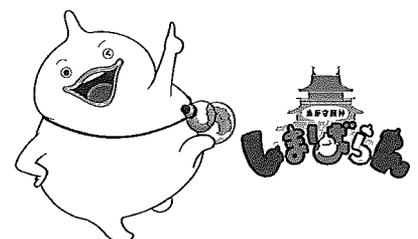
＝添付資料＝

- ・島原市特産品認定制度にかかる特産品認定申請の募集について
- ・申請書

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



産業部 しまばらブランド営業課（担当：隼田）
〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327
TEL 0957-68-5487 FAX 0957-68-1232
E-mail brand@city.shimabara.lg.jp



島原守護神キャラクター
「しまばらん」